

歴史的建造物等ライトアップ用照明設備デザイン設計委託業務

仕様書

1 業務の名称

歴史的建造物等ライトアップ用照明設備デザイン設計委託業務

2 業務の概要

亀山八幡宮、旧英国領事館、大歳神社のライトアップ設備について、リニューアルした照明デザインを設計・意匠監修するもの。

3 業務の目的

歴史の転換期に常にその舞台となってきた下関において、歴史的にも建築的にも重要な建造物等が多く集積している海峡沿いのエリアを、夜間景観形成上、特に重要な軸と考え、下関駅～唐戸～長府と連なるルートを「光の回廊」として設定し、唐戸を中心としたエリアから周辺部へと光のエリアを広げていくことで、波及効果の高い「夜間景観形成（光のまちづくり）」を行っている。

魅力的な夜間景観の創出を図るため、下関市夜間景観形成基本方針に基づき、夜間ライトアップ照明の整備を通じて、まちの個性を際立たせ、下関らしい夜の景観づくりを実施している。

現在は、新しい光源として、フルカラーにも対応できるLED照明が開発され、省電力かつ多様な色、照らし方が可能となっており、このLED照明を利用した照明設備のリニューアルを行うことで、魅力的な夜間景観の創出、地域の活性化、交流人口の増加を図ることを目的とする。

4 業務の期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

5 業務の実施場所

- (1) 山口県下関市中之町1番1号 亀山八幡宮
- (2) 山口県下関市唐戸町4番11号 旧英国領事館
- (3) 山口県下関市竹崎町1丁目13番10号 大歳神社

※別紙1「位置図」参照

6 業務の内容

(1) 照明デザイン

ア 現地調査

既存の照明器具及び照射対象等の現状確認を行うこと。また、

周囲の状況や周辺光等、立地環境の現状調査を行うこと。

イ 照明デザイン全体像検討

実現すべき光環境の検討及びイメージパース（通常日の演出及び特別な日に実施するフルカラーの演出）の作成。

ウ 照明仕様検討

照明デザイン全体像を実現するために必要な、照明器具等の仕様の検討を行うこと。

エ 照明運用検討

照明デザイン全体像を実現するために必要な、照明運用方法の検討を行うこと。

オ 工事費限度額（別発注）

本業務完了後に実施するライトアップ設備リニューアル工事（以下「リニューアル工事」という。）全体工事費は、既設ライトアップ照明設備等を部分的に活用した上、3施設で46,200千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）となるよう設計を行うこと。

カ 実施設計

工事の実実施設計は、下関市が行うものとする。

(2) 意匠監修

ア 施工図・製作図の意匠監修

別途発注するリニューアル工事において、所定の照明仕様が、施工図や製作図に正確に反映されているかの確認、及び必要に応じたデザイン的な観点からのアドバイス業務を行うこと。

イ 施行状況に関わる意匠監修

照明器具や配管等の設置・納まり等、リニューアル工事の施工状況に関するデザイン的な観点からの監修業務を行うこと。

ウ 照明効果（夜間景観）に関わる意匠監修

照明デザイン全体像で意図されている照明効果（夜間景観）が、正確に実現されるための監修業務を行うこと。

エ 現地点灯確認

最終的な現地における点灯確認の立会いを行うこと。

7 成果物

(1) 照明デザイン

〔 光環境の検討、イメージパースの作成（1施設2箇所以上）、照明器具等の仕様の検討、照明運用方法、工事費概算 〕

ア 報告書（紙）2部

イ 報告書（電子データ）1部

提出期限 令和6年7月5日（金）

(2) 意匠監修

〔 施工図・製作図・施行状況・照明効果の監修、点灯確認、立
会い写真、点灯写真（イメージパースと同じ視点場を含む。） 〕

ア 報告書（紙） 2部

イ 報告書（電子データ） 1部

提出期限 令和7年3月21日（金）

8 環境に関する配慮事項

別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

9 下関市暴力団排除条例による措置

別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のと
おり

10 参考資料

- ・既設図面_亀山八幡宮、旧英国領事館、大歳神社
- ・既設照明一覧表_亀山八幡宮、旧英国領事館、大歳神社
- ・既設ライトアップ参考写真

11 その他

- (1) 設計に当たっては、「下関市景観条例（平成22年条例第48号）」及び「関門景観条例（平成17年条例第284号）」等の関係法令や「下関市夜間景観形成基本方針」及び「下関市夜間景観ガイドライン」等の方針に十分配慮すること。
- (2) 契約締結後は、速やかに設計工程表を提出すること。
- (3) その他の仕様については、別紙4「委託業務共通仕様書」によること。
- (4) 現在、それぞれの照明設備は、老朽化が進行しているため、照明器具一式の取替え又は再配置デザインが必要であることを踏まえて、照明デザインを行うこと。
- (5) 施設管理者や来訪者に配慮したデザインを行うこと。
- (6) 国道9号線から望めるファサード面（建物・鳥居・階段等）において、特別な日にフルカラーによる演出が出来るよう、フルカラー照明を取り入れたデザインとすること。
- (7) 実施の際は、先行して進めている赤間神宮・日清講和記念館のライトアップリニューアル業務との連携を図ること。

(8) あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン デザイン会議への報告・説明など、必要に応じ、意見陳述・質疑に対応してもらうケースがある。

また、この会議で検討を進めている照明演出とも連携を図れるように、調光設備は、時間・明るさ設定のほか、フルカラーによる演出、維持管理が容易にできる制御システムを取り入れること。

(9) 実施設計において、ライトアップ用照明設備と各施設所有の設備が明確に区分する必要がある。これにかかる工事費用を見込み、デザインすること。

(10) 詳細については、別途協議すること。

別紙 1

位置図

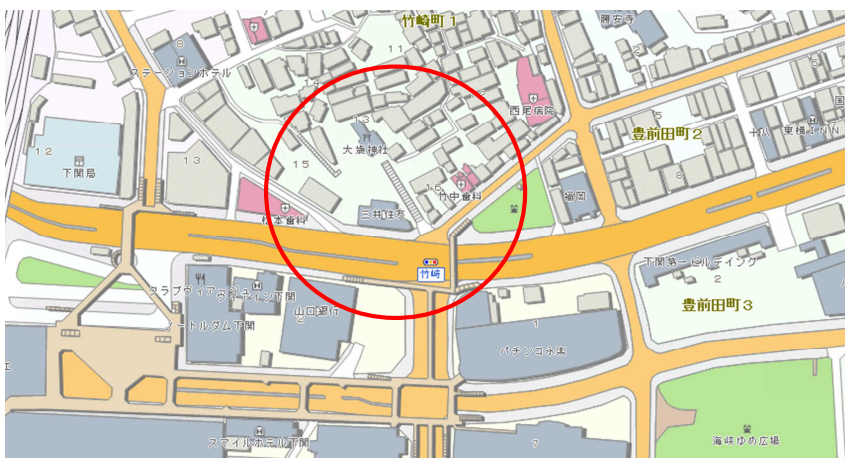
■) 山口県下関市中之町1番1号 亀山八幡宮



■ 山口県下関市唐戸町4番11号 旧英国領事館



■ 山口県下関市竹崎町1丁目13番10号 大歳神社



別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

下関市（以下「甲」という。）は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者（以下「乙」という。）の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該

当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

別紙 4

委託業務共通仕様書

1 総則

この仕様書は、業務に適用するものとする。

1 : 1 一般事項

1 この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督職員の指示に従うものとする。

2 優先順位は、監督職員の指示、仕様書、本共通仕様書の順とする。

3 受託者は、次の事項に留意の上、業務を行うこと。

ア：関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

イ：業務実施にともない、知り得た秘密について他に漏らさないこと。

ウ：定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

エ：業務の実施にあたり契約図書及び委託者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。

4 この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び業務の細目については、受託者は、委託者と協議の上、その指示を受けなければならない。

5 管理技術者

ア：受託者は管理技術者を定め、委託者に届け出るものとする。

イ：管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

ウ：管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

1 : 2 履行

1 受託者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。

2 協議等は、原則として書面により行うものとする。

3 業務が完了したときは、速やかに委託者に報告し完了検査を受けること。

4 受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、そのほか必要な措置を取らなければならない。

2 貸与及び公表

許可なく本業務に関しての成果及び資料等を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。

3 その他

本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受託者の責任においてこれを賠償すること。